

令和7年 No.39

○東京学芸大学キャンパス・アジア推進室規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

キャンパス・アジア事業推進委員会の構成員の見直し並びに条文誤記載の修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和7年4月9日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学キャンパス・アジア推進室規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和7年4月10日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和7年規程第15号

東京学芸大学キャンパス・アジア推進室規程の一部を改正する規程

東京学芸大学キャンパス・アジア推進室規程（平成29年規程第11号）の一部について、別紙
新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学キャンパス・アジア推進室規程の一部改正について

改正理由：キャンパス・アジア事業推進委員会の構成員の見直し並びに条文誤記載の修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第4条 推進室は、次に掲げる室員をもって組織する。 (1) 学長が指名する理事又は副学長 (2) 学長が指名する教員 (3) その他第5条第1項の室長が必要と認めた者 若干名 2 〔省略〕 3 第1項第3号の室員及び前項の協力教員の任期は2年とし、再任を妨げない。 〔省略〕 (キャンパス・アジア事業推進委員会) 第7条 〔省略〕 2・3 〔省略〕 4 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(4) 〔省略〕 (5) 国際戦略推進本部長が指名する国際戦略推進本部員 2名 <u>(6) 教職大学院を所掌する副学長が指名する大学院教育学研究科運営委員会委員 1名</u> <u>(7) 修士課程を所掌する副学長が指名する大学院教育学研究科運営委員会委員 4名</u> <u>(8) 国際課長</u> <u>(9) その他室長が必要と認めた者 若干名</u> 5 前項第9号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年4月10日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (組織) 第4条 推進室は、次に掲げる室員をもって組織する。 (1) 学長が指名する理事又は副学長 (2) 学長が指名する教員 (3) その他第5条第1項の室長が必要と認めた者 若干名 2 〔省略〕 3 第1項第4号の室員及び前項の協力教員の任期は2年とし、再任を妨げない。 〔省略〕 (キャンパス・アジア事業推進委員会) 第7条 〔省略〕 2・3 〔省略〕 4 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(4) 〔省略〕 (5) 国際戦略推進本部長が指名する国際戦略推進本部員 2名 <u>(6) 修士課程を所掌する副学長が指名する大学院教育学研究科運営委員会委員 4名</u> <u>(7) 国際課長</u> <u>(8) その他室長が必要と認めた者 若干名</u> 5 前項第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕